

【くらしいき教室 元気アップ交付金に関するQ&A】

	質問	回答
1	<p>くらしいき教室を卒業後、6ヶ月経過する前に転出した場合、元気アップ交付金の支給対象になるのか。</p> <p>また、卒業後、6ヶ月が経過し、交付金の要件を満たしたが、支給手続きを行う前に転出した場合、元気アップ交付金の支給対象になるのか。</p>	<p>元気アップ交付金の支給対象は、サービス終了後6ヶ月の間、サービス利用がなかったとき、又は介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスB、訪問型サービスC、訪問型サービスD又は通所型サービスBのみの利用となったときに交付されます。対象者が転出された場合は、介護保険のサービス利用実績の確認をすることができないため、元気アップ交付金の対象にはならない取扱いとします。(サービス提供事業者及び介護予防ケアマネジメント実施事業者の元気アップ交付金に関しても交付対象となりません。)</p> <p>ただし、サービスの利用がないことが、何らかの手段で確認できる場合等(転出先の市町村への照会や本人の誓約書が得られる場合等)においては、元気アップ交付金の対象として差し支えないものとします。</p> <p>なお、卒業後、6ヶ月が経過し、交付金の要件を満たしたが、支給手続きを行う前に転出した場合については、元気アップ交付金の交付要件を満たしており、サービス利用実績を確認することができるため、元気アップ交付金の交付対象になります。</p>
2	<p>元気アップ交付金の要件のうち、「サービス提供終了後、6ヶ月間」とあるが、日数の算定の仕方を教えてほしい。</p> <p>例えば、8月31日にサービス提供が終了した場合には、それぞれ具体的に何月何日までの間になるのか。</p>	<p>サービス提供終了日の翌日を起算日として、その日から6ヶ月間経過した日が満了日となります。</p> <p>例えば、8月31日にサービス提供が終了した場合には、9月1日が起算日となり、その6ヶ月後にあたる翌年2月28日(うるう年の場合には2月29日)が期間の満了日となります。</p>
3	<p>くらしいき教室を卒業後、6ヶ月経過する前に入院した場合に、元気アップ交付金の支給対象になるのか。</p>	<p>元気アップ交付金は、介護保険を「卒業」し、地域活動に「デビュー」等している方に対して交付するものであるため、30日以上継続して入院している方に対しては元気アップ交付金の対象にはならない取扱いとします。(サービス提供事業者及び介護予防ケアマネジメント実施事業者の元気アップ交付金に関しても交付対象となりません。)</p> <p>なお、卒業後、6ヶ月間の満了日を跨いで入院された方について、その入院期間が30日以上継続する場合には、上記と同様に元気アップ交付金の対象にはならない取扱いとします。</p>
4	<p>くらしいき教室を卒業後、元気アップ交付金の支給対象となったが、交付金が支給されるまでの間、本人が突然亡くなられた場合、本人への支給分はどのように取り扱うのか。</p>	<p>既に支給対象となった方が亡くなられた場合は、元気アップ交付金をご家族に支給する取扱いとします。</p> <p>また、サービス提供事業者及び介護予防ケアマネジメント実施事業者の元気アップ交付金に関しても支給する取扱いとします。</p>

	質 問	回 答
5	<p>くらしいき教室を卒業後、6ヶ月経過する前に自費のデイサービス等の介護保険サービス類似の介護保険外のサービスを利用した場合、元気アップ交付金の支給対象になるのか。</p>	<p>「くらしいき教室」を卒業した後は、地域活動への「デビュー」として、地域で開催する住民主体の「通いの場」等への参加、趣味の活動等を通じた社会参加等が考えられますが、近くに「通いの場」や社会参加の場等がない場合も想定されるため、自費によるデイサービス等の介護保険サービス類似のサービスを利用した場合においても支給対象とする取扱いとします。 ※ただし、自費によるデイサービス等の介護保険サービス類似サービスの利用を積極的に推奨するものではありません。</p>
6	<p>くらしいき教室を卒業後、6ヶ月経過する前に、介護サービスが必要な状態となっても、元気アップ交付金を受給したいために、介護サービスの利用を忌避した場合にはこの交付金の支給対象とするのか。</p>	<p>元気アップ交付金は、介護保険を「卒業」し、地域活動に「デビュー」等している方に対して交付するものであることが前提です。介護が必要な状態において、介護保険サービスの申請及び利用が妨げられることがあってはなりません。よって、介護保険サービスが必要であるにもかかわらず意図的に忌避した場合は、元気アップ交付金の対象にならない取扱いとします。</p>
7	<p>くらしいき教室を卒業後、6ヶ月経過する前に状態が悪化し、この期間中に介護認定の申請を行ったが、6ヶ月間は介護保険サービスの利用実績がない場合には、交付金の支給対象とするのか。</p>	<p>介護保険サービスの申請があったとしても、サービスの利用実績がないとき、又は、特定の介護予防・日常生活支援総合事業のみの利用のときは、元気アップ交付金の交付対象となります。</p>